

川口市立アートギャラリー・アトリア サポートスタッフ活動規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 アトリアサポートスタッフ（以下「サポートスタッフ」という）は、川口市立アートギャラリー・アトリア（以下「アトリア」という）内において、講座やワークショップなどのサポート業務、事前事後の作業等、当施設の運営に協力することを目的とする。

本規約は、当該活動が円滑に推進することを目的として定める。

(認定)

第2条 サポートスタッフは、別紙「サポートスタッフ登録用紙」に必要事項を記入し、アトリアにて申込を行う。

（アトリア職員からの説明を聞いた後）活動を責任を持って行い、プログラムや例会に参加可能であるかを、アトリアが判断し、認定する。

(応募条件)

第3条 サポートスタッフは、個人の種別を問わない。但し、18歳以下が参加する場合は、保護者の承諾が必要である。また登録人数は1年間 20名程度とする。

(アトリアとの連絡調整)

第4条 サポートスタッフの担当者は、アトリアと活動内容や日程等について連絡調整を行い、活動の円滑な運営を図ることとする。

(守秘義務)

第5条 サポートスタッフは、アトリアの規則を遵守し、次の各号に例示する経営上、運営上の情報（以下「秘密情報」）について、アトリアの許可なく、開示、漏洩もしくは使用してはいけない。

- 一 財務、総務、人事、その他経営上の重大な秘密ならびに職務上知り得た個人情報
- 二 利用者及び取引先に関する情報
- 三 企画、資料、価格決定等の情報
- 四 その他アトリアが秘密情報と定める情報

第2章 活動内容

(活動内容)

第6条 活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 アトリアの講座、ワークショップのサポート
 - 二 来館者へのサービス充実
 - 三 地域連携の推進活動
1. 活動にあたっては、アトリアスタッフの指示に従うものとする。
 2. 活動にあたっては、アトリアの規則を守り、サポートスタッフとして相応しい行動、言動、服装に十分配慮する。
 3. 活動内容については、活動報告をアトリアに報告するものとする。

(活動エリア)

第7条 活動エリアはアトリア施設内を対象とする。

(活動時間)

第8条 活動時間は、アトリアの閉館時間内までとする。開館時間外における活動を行う場合については、事前にアトリアと協議するものとする。

(登録の抹消)

第9条 個人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を認めないものとする。

- 一 サポートスタッフ活動を行う個人として、中立性及びその品位を損なうおそれのあるとき。
- 二 サポートスタッフ活動を行っていない、又は行う意志がないとき。
- 三 サポートスタッフ等の地位を利用し、政治活動又は宗教活動を行うおそれのあるとき。
- 四 サポートスタッフとして、営利を目的とした活動を行うとき。
- 五 サポートスタッフとして、公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- 六 サポートスタッフとして、施設等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- 七 暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者であるとき。
- 八 社会的信用を失墜するような行為があったとき。
- 九 申請内容を偽り、又は誤りを知りながら訂正せず申請を行ったとき。
- 十 その他サポートスタッフとして妥当でないとアトリアが認めるとき。

(貸出貸与)

第10条 活動に必要な備品については、事前にアトリアに協議し、アトリアが必要に応じて貸与する。貸与物品は活動終了後に速やかにアトリアに返却するものとする。

第4章 入館方法の取り扱い

(来館)

第11条 サポートスタッフが来館する際は、一般客と同じ出入口より入館する。活動の集合日程・時間を守る。荷物などは、2階に置き、貴重品の管理は個々の責任で管理する。アトリア内で紛失・盗難・破損などが発生した場合は、アトリアは一切責任を負わない。

(車両規則)

第12条 駐車場の乗り入れについては、原則認めないものとする。但し、作業にあたって材料・機材等を運搬する必要がある場合は、事前にアトリアと協議し、入館時間及び走行ルート进行调整の上、承諾を得るものとする。また、自転車での来館の場合は、駐輪場は来客用を使用する。

第5章 報酬・賠償等の取り扱い

(報酬)

第13条 サポートスタッフへの人件費及び交通費等の報酬は支給しないこととする。

(賠償)

第14条 サポートスタッフは、活動中の事故等による第三者への損害について、アトリアに賠償を求めることは、原則できないものとする。但しサポートスタッフに責任が及ばない場合はこの限りではない。

(活動中の事故対応)

第15条 活動中の参加者の事故が発生した場合は、アトリアにすみやかに報告するとともに、その対応については、すべてアトリアで対応することとする。

(保険への加入)

第16条 活動に伴う保険は、登録の際に加入することとする。

第6章 その他

(個人情報の取り扱い)

第17条 サポートスタッフの個人情報（名前、住所、連絡先、緊急連絡先）は、アトリア個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、本サポートスタッフの活動に関わる事務並びに応募に対するお知らせや情報提供などの目的に限り使用するものとする。

(活動のPR等)

第18条 サポートスタッフ活動の記録（状況写真等）はアトリアがPR（パンフレットやホームページ、SNS等の掲載）に用いることは可能である。
サポートスタッフ個人がSNSなどに用いる撮影はアトリアに許可を得ることが必要である。

(規則違反)

第19条 すべてのサポートスタッフ活動に関して、アトリアスタッフに確認し、サポートスタッフ個人での判断による活動を行わない。
以上の事項による、規則違反があった場合は、アトリアのサポートスタッフ活動ができない。

この規約は、令和7年4月1日より施行する。

川口市立アートギャラリー・アトリア